平成２１年（フ）第３５７１号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番18―108号
債務者　河嶋　典子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６０２号
北海道江別市大麻北町519番地の３　リーセント大麻三番通717号
債務者　濱形　寛行
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６０８号
札幌市白石区本通６丁目南２―12　グランドソレイユ102号、住民票上の住所札幌市白石区本通６丁目北５番１―307号
債務者　伊藤　深雪（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６３１号
札幌市東区伏古９条１丁目４番12号　ロイヤルヒロ２号
債務者　熊谷　　勇
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６６７号
札幌市西区山の手２条９丁目４番20―103号
債務者　谷口　哲夫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６６８号
札幌市西区山の手２条９丁目４番20―103号
債務者　谷口ミツヨ
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６７７号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目７番19号
債務者　遊塚　玲良
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６８６号
札幌市清田区清田３条３丁目５番８号　清田サンハイム２―201号
債務者　折内　俊治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６９５号
札幌市西区西野７条２丁目７番２号　セブンⅡハウス105号
債務者　渡辺鬼久美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７００号
札幌市中央区南14条西１丁目２番18―705号
債務者　佐藤きよ子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７５８号
札幌市豊平区平岸４条８丁目５番16号　田園ハイツＡ―Ｄ号
債務者　長井　崇明
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８５９号
札幌市中央区南７条西９丁目1024番地　札幌舘801号
債務者　増井　哲士
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１号
北海道稚内市萩見３丁目12番３号
債務者　牧野　修一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第４２９号
群馬県高崎市足門町817番地１　Ｔｉａｒａｇｅ－Ｉ101号
債務者　中村　恵美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４４３号
群馬県高崎市下小鳥町171番地　梅山
債務者　山口　義人
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５８１号
埼玉県川越市かすみ野３丁目15番地６
債務者　和賀　史晃
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６５９号
埼玉県入間郡毛呂山町若山３丁目２番地21　江口アパート１Ｆ
債務者　金子　喜好
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部